

第39回 定時株主総会 招集ご通知

日時
2024年3月22日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 コンベンションホール
（東京都港区芝公園四丁目8番1号）

議決権行使も招集ご通知
閲覧もスマートフォンで簡単

議決権行使をする！



議決権行使書の右下に記載
された「QRコード」を利用

招集ご通知を見る！



こちらの「QRコード」又はURL
(<https://p.sokai.jp/2914/>)
よりアクセスいただきご参照く
ださい。

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、法令に定める基準日（2023年12月31日）までに書面交付請求をされていない株主様には、要約版の書面をお送りしております。なお、要約版の書面では、従前の招集ご通知から「株主総会参考書類」及び「事業報告」を要約し、「連結計算書類」、「計算書類」及び「監査報告」を省略しております。

従前どおりの招集ご通知をご覧になる場合は、当社ウェブサイト上の電子データをご参照ください。

(<https://www.jti.co.jp/investors/stock/meeting/index.html>)

株主総会のお土産はご用意しておりません。



株主の皆様へ



JT Group Purpose

心の豊かさを、もっと。

代表取締役社長

寺島正道

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、令和6年能登半島地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

ここに第39回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、経営理念である「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、2023年度は、全事業において、当初計画、及び2022年度を上回り、過去最高水準の実績となりました。

「4Sモデル」を追求していくことこそが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

また、社会・事業環境が非連続に変化し、その不確実性・複雑性がますます高まっていく中で、当社グループが持続的な存在であるための方向性を明確にするものとして、2023年度にJT Group Purpose「心の豊かさを、もっと。」及び各事業Purposeを策定しました。この実現に向けた行動指針についても策定が完了しております。今後は事業戦略の遂行・行動指針の実践を通じて、成果を創出し、実績を積み上げていくことにより、JT Group Purposeの実現を目指してまいります。

当社グループは、「4Sモデル」・JT Group Purposeに基づき、経営資源の配分を実行し、事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視していくことで、企業価値の継続的な向上を実現するとともに、時代や人により、多様で変化していく「心の豊かさ」の領域を今後も社会から任せられ、貢献できる存在であり続けることに繋がると考えております。当社グループはこれからも絶えず進化してまいります。

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 寺 島 正 道

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送によって議決権を行使することができますので、2024年3月21日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます（インターネット・郵送による議決権行使方法は4頁をご参照ください。）。

敬 具

記

1	日 時	2024年3月22日（金曜日）午前10時
2	場 所	東京都港区芝公園四丁目8番1号 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール
3	報告事項	1. 第39期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第39期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）計算書類の内容報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 資本準備金の額の減少の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

- インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jti.co.jp/investors/stock/meeting/index.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本たばこ産業」又は「コード」に当社証券コード「2914」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

- ※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ※電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結計算書類の注記」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の注記」
- なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

その他ご案内

- 当日の議事進行につきましては日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。
なお、日本語の手話通訳者に限り、当社にて通訳者を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月15日（金曜日）までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上

議決権行使方法のご案内



インターネットによる
議決権行使

行使期限

2024年3月21日（木） 午後6時まで

スマートフォンから

お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
☎ 0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

パソコン等から

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力

「ログイン」を
クリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



郵送による
議決権行使

行使期限

2024年3月21日（木） 午後6時までに到着

本株主総会招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書に、賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

- (1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注1)を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のパランスを重視するという経営資源配分方針を掲げております。その中で、強固な財務基盤^(注2)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図っております。

これらの方針のもと、第39期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、お客様・社会への新たな価値・満足の継続的な提供を通じて、質の高いトップライン成長を実現することで、為替一定調整後営業利益の成長を目指す。
2. 経済危機等に備えた堅牢性及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

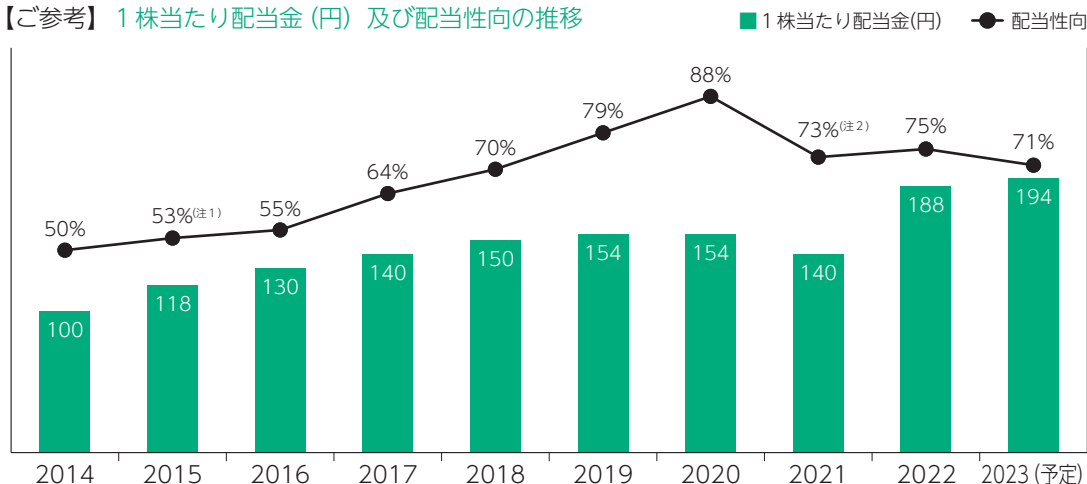
当社普通株式1株につき金100円 総額 177,530,797,200円

なお、昨年9月に中間配当金として94円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき194円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日

【ご参考】 1株当たり配当金(円) 及び配当性向の推移

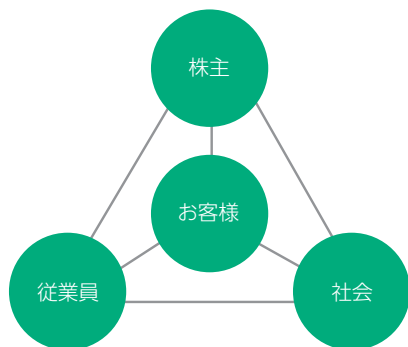


- (注) 1. 2015年度は、飲料自販機オペレーター事業子会社の当社株式等の譲渡及び当社飲料製品の製造販売事業の終了に伴い、飲料事業を非継続事業に分類しております。非継続事業を含めた配当性向は44%となります。
2. 2021年度より、資本市場における競争力ある水準として配当性向75%を目安(±5%程度の範囲内で判断)とする方針としております。

【ご参考】経営計画2024における経営資源配分方針について

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2024においては、たばこ事業におけるRRP^(注1)への投資を強化することに伴い、当該期間における為替一定ベースの調整後営業利益の成長率^(注2)は、年平均mid single digit^(注3)成長を想定するも、その効果発現を通じて、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit^(注4)成長を目指してまいります。なお、経営資源配分方針は、以下のとおりとしております。

経営資源配分方針

4Sモデル・JT Group Purposeに基づき、経営資源の配分を実行

- ・中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先
- ・事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

事業投資

－たばこ事業の成長投資を最重要視し、お客様・社会への新たな価値・満足の継続的な提供を通じて、質の高いトップライン成長を実現することで、為替一定調整後営業利益の成長を目指す

株主還元

- －強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- －資本市場における競争力のある水準^(注5)として配当性向75%を目安^(注6)とする
- －自己株式取得は当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

- (注) 1. RRPは、加熱式たばこ及びE-Vapor製品等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products, RRP) を指しております。加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー (たばこ葉由来の成分を含む蒸気) を含む製品です。一方、E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド (液体) を電気加熱させ、発生するペーパー (蒸気) を含む製品です。
2. 調整後営業利益は、営業利益 (損失) から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目 (収益及び費用) を除いて算出した数値です。なお、調整項目 (収益及び費用) はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
3. mid single digit : 一桁台半ばのパーセンテージ
4. mid to high single digit : 一桁台半ばから後半のパーセンテージ
5. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG (Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング
6. ±5%程度の範囲内で判断

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

準備金の額の減少の内容

(1) 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金736,400,000,000円のうち100,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を636,400,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月28日

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、引き続き中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上を実現していくにあたり、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため社外取締役を1名増員し、新たに取締役10名（うち社外取締役5名）の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	人事・報酬諮問委員会	重要な兼職数	在任年数	当期における取締役会への出席状況
1	再任 いわ い むつ お 岩 井 睦 雄	取締役会長	●	3	8年	14回／14回 (100%)
2	再任 おか もと しげ あき 岡 本 薫 明	取締役副会長	●	4	2年	14回／14回 (100%)
3	再任 てら ばたけ まさ みち 寺 畠 正 道	代表取締役社長 最高経営責任者	—	1	6年	14回／14回 (100%)
4	再任 なか の けい 中 野 恵	代表取締役副社長 財務・ Corporate Communications・ ビジネスディベロップメント・ D-LAB担当	—	1	1年	10回／10回 (100%)
5	新任 しま よし こう じ 嶋 吉 耕 史	代表取締役副社長 コーポレート・ サステナビリティマネジメント・ 医薬事業・食品事業担当	—	—	—	—
6	再任 なが しま ゆき こ 長 嶋 由紀子 社外取締役 独立役員	社外取締役	●	3	5年	14回／14回 (100%)
7	再任 き てら まさ と 木 寺 昌 人 社外取締役 独立役員	社外取締役	●	2	3年	14回／14回 (100%)
8	再任 しょう じ てつ や 庄 司 哲 也 社外取締役 独立役員	社外取締役	●	5	2年	14回／14回 (100%)
9	新任 やま しな ひろ こ 山 科 裕 子 社外取締役 独立役員	社外取締役	●	2	1年	10回／10回 (100%)
10	新任 あさ くら けん じ 朝 倉 研 二 社外取締役 独立役員	社外取締役	●	1	—	—

※当社における地位、担当及び人事・報酬諮問委員会は、各候補者の選任が承認された場合の予定をそれぞれ記載しております。

※人事・報酬諮問委員会の委員長は、独立社外取締役の中から委員の互選により決定することとしております。

※重要な兼職数は、本定時株主総会招集ご通知発送日時点の兼職数を記載しております。

※在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

※山科裕子氏の在任年数及び当期における取締役会への出席状況は、社外監査役としての在任年数及び出席状況を記載しております。

候補者番号 いわ い む つ お

1 岩井睦雄

(1960年10月29日生)

所有する当社の株式数 43,200株



再任

取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、2020年3月に当社取締役副会長、2022年3月に当社取締役会長に就任しております。同氏は、当社代表取締役副社長として、不透明かつ不確実な事業環境においても、的確な意思決定力に裏打ちされた力強い事業執行力で、主力事業であるたばこ事業を牽引した経験を有しております。加えて、食品事業、企画担当等、国内外における様々な経験を通じて培ってきた幅広く深い知見と洞察力が、当社グループにおける監督機能強化や各ステークホルダーとの関係強化に寄与しており、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上において必要不可欠と考えることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

※岩井睦雄氏は、2020年1月1日付で代表権のない取締役に就任しております。

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	日本専売公社入社	2013年6月	当社専務執行役員 企画責任者
2003年6月	当社経営企画部長	2016年1月	当社専務執行役員 たばこ事業本部長
2004年7月	当社経営戦略部長	2016年3月	当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長
2005年6月	当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長	2020年1月	当社取締役
2006年6月	当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長	2020年3月	当社取締役副会長
2008年6月	当社常務執行役員 企画責任者	2020年6月	株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 (現在)
2010年6月	当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当	2021年6月	TDK株式会社社外取締役 (現在)
2011年6月	当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President	2022年3月	当社取締役会長 (現在)
		2023年1月	株式会社and Capital社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

株式会社ベネッセホールディングス社外取締役
TDK株式会社社外取締役
株式会社and Capital社外取締役

候補者番号 おかもとしげあき

2 岡本薫明

(1961年2月20日生)

所有する当社の株式数 700株



再任

取締役候補者とした理由

岡本薫明氏は、2022年3月に当社取締役副会長に就任しております。同氏は、長年に亘る省庁における経験の中で、財務事務次官などの重要な役職を歴任し、国の政策全般における豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、当社グループにおける監督機能強化や各ステークホルダーとの関係強化に寄与しており、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上において必要不可欠と考えることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	大蔵省入省	2021年6月	株式会社よみうりランド社外監査役 (現在)
2006年7月	財務省主計局主計官 兼 主計局総務課	2021年12月	株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役 (現在)
2009年7月	同省大臣官房秘書課長		株式会社読売新聞西部本社 社外監査役 (現在)
2012年8月	同省主計局次長		株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役 (現在)
2015年7月	同省大臣官房長	2022年3月	当社取締役副会長 (現在)
2017年7月	同省主計局長	2022年6月	株式会社読売新聞東京本社 社外監査役 (現在)
2018年7月	同省財務事務次官 (2020年7月退官)		

(重要な兼職の状況)

株式会社よみうりランド社外監査役
株式会社読売新聞大阪本社社外監査役
株式会社読売新聞西部本社社外監査役
株式会社読売新聞東京本社社外監査役

候補者番号 てらばたけまさみち

3 寺島正道 (1965年11月26日生)

所有する当社の株式数 249,117株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役
2005年7月	当社秘書室長		JT International S.A. Executive Vice President
2008年7月	当社経営企画部長	2018年1月	当社執行役員社長 最高経営責任者
2011年6月	当社執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当	2018年3月	当社代表取締役社長 最高経営責任者 (現在)
2012年6月	当社執行役員 企画責任者		

(重要な兼職の状況)

JT International Holding B.V. Chairman of Supervisory Board

取締役候補者とした理由

寺島正道氏は、2018年1月に当社執行役員社長、同年3月に代表取締役社長に就任しております。国内外の経営戦略立案・実行、JT International S.A. Executive Vice Presidentとして海外たばこ事業の事業執行など、様々な任務を通じて培った豊富な経験とグローバルな事業経営に関する知見及び強いリーダーシップで、これまで当社グループの成長を牽引してまいりました。同氏が有する極めて高い視座・幅広い視野と、強い変革力は、今後も当社グループの経営にとって必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

※寺島正道氏は、2020年1月1日より、たばこ事業本部長を兼ねております。

候補者番号 なかの けい

4 中野 恵 (1968年3月1日生)

所有する当社の株式数 49,878株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2022年1月	当社執行役員 経営戦略担当
2011年4月	当社たばこ事業本部M&S戦略部長	2023年1月	当社執行役員副社長
2014年6月	TSネットワーク株式会社代表取締役社長		財務・Corporate Communications・ビジネスディベロップメント・D-LAB担当
2016年1月	当社執行役員 コミュニケーション担当		
2019年10月	当社執行役員 企画担当	2023年3月	当社代表取締役副社長
2020年3月	日本成長投資アライアンス株式会社 取締役 (現在)		財務・Corporate Communications・ビジネスディベロップメント・D-LAB担当 (現在)

(重要な兼職の状況)

日本成長投資アライアンス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

中野恵氏は、2023年1月に当社執行役員副社長、同年3月に代表取締役副社長に就任しております。当社子会社のTSネットワーク株式会社代表取締役社長、当社執行役員コミュニケーション担当、企画担当、経営戦略担当等の要職から獲得した経営戦略、事業運営全般に関する幅広く深い見識を如何なく発揮し、当社の成長に貢献してまいりました。同氏の多様な経験や、それに基づく戦略志向と的確な意思決定力は、今後の当社のグループ経営を更に推進する原動力として必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 しまよしこうじ

5

嶋吉耕史

(1968年3月7日生)

所有する当社の株式数 14,400株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2017年10月	JT International S.A. Senior Vice President
2008年7月	当社たばこ事業本部 事業企画室部長	2018年1月	JT International S.A. Executive Vice President
2012年7月	当社人事部長	2024年1月	当社執行役員副社長 コーポレート・サステナビリティマネジメント・医薬事業・食品事業担当（現在）
2014年7月	当社人事部長 兼 人事企画部長		
2015年10月	当社執行役員 人事責任者		
2017年1月	当社執行役員 たばこ事業本部 事業企画室長		

取締役候補者とした理由

嶋吉耕史氏は、これまで当社たばこ事業本部事業企画室部長、人事部長、執行役員人事責任者、執行役員たばこ事業本部事業企画室長、当社子会社のJT International S.A.のExecutive Vice President等を歴任し、国内外の経営戦略及び事業運営、組織力強化や人財マネジメントにおいて力強いリーダーシップを発揮してまいりました。同氏がこれまで培ってきた幅広い経験と高度な識見に基づく鋭い洞察力と的確な意思決定力は、今後の当社グループ経営にとって必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 ながしま ゆ き こ

6

長嶋由紀子

(1961年4月4日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 5年
所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社	2016年6月	同社常勤監査役（現在）
2006年4月	同社執行役員	2018年4月	株式会社リクルート常勤監査役（現在）
2008年1月	株式会社リクルートスタッフィング代表取締役社長	2019年3月	当社社外取締役（現在）
2012年10月	株式会社リクルートホールディングス執行役員	2021年6月	住友商事株式会社社外監査役（現在）

（重要な兼職の状況）

株式会社リクルートホールディングス常勤監査役

株式会社リクルート常勤監査役

住友商事株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長嶋由紀子氏は、2019年3月に当社社外取締役に就任いただいております。事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。

同氏の経営と監査双方の立場での経験と、それにより培われた高い識見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・当社は、同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方との間に取引関係がありますが、2023年度の取引金額は株式会社リクルートホールディングスの2022年度連結売上収益の0.01%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.01%未満であり、僅少であります。また、当社は、同氏が社外監査役を務める住友商事株式会社と取引関係がありますが、2023年度の取引金額は住友商事株式会社の2022年度連結売上収益の0.001%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.001%未満であり、僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・同氏が常勤監査役を務める株式会社リクルートは、同社による事業運営委託のもと、その子会社である株式会社リクルートキャリアが運営していた学生の選考離脱や内定辞退の可能性を示すサービス「リクナビDMPフォロー」において、2019年12月、個人情報保護の保護に関する法律に違反する事実等があったとして、個人情報保護委員会より勧告及び指導を、2019年12月、職業安定法及び同法に基づく指針に違反する事実があったとして、東京労働局より指導を受けました。いずれの事案においても、同氏は、上記各事実が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った意見陳述等を行ってまいりました。上記各事実の判明後は、その都度、社内監査部門からの情報収集や再発防止策への提言・確認に努めました。

候補者番号

き てら ま さ と

7

木寺昌人

(1952年10月10日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 3年

所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年4月	外務省入省	2016年6月	特命全権大使 フランス共和国駐節 兼 アンドラ公国、モナコ公国駐節 (2019年12月退官)
2008年1月	同省中東アフリカ局アフリカ審議官 兼 第四回アフリカ開発会議事務局長	2020年4月	当社アドバイザー
2008年7月	同省国際協力局長	2020年6月	丸紅株式会社社外取締役(現在)
2010年1月	同省大臣官房長		日本製鉄株式会社社外取締役(現在)
2012年9月	内閣官房副長官補	2021年3月	当社社外取締役(現在)
2012年11月	特命全権大使 中華人民共和国駐節		
2016年4月	特命全権大使 フランス共和国駐節		

(重要な兼職の状況)

丸紅株式会社社外取締役

日本製鉄株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木寺昌人氏は、2021年3月に当社社外取締役に就任いただいております。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見を地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督に大きく貢献いただきました。

同氏のグローバルベースの多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・当社は、同氏が社外取締役を務める丸紅株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引金額は、丸紅株式会社の2022年度連結収益の0.001%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。また、当社は、同氏と、2020年4月から非常勤アドバイザー契約を締結しておりましたが、同氏との同契約は、2021年3月24日開催の第36回定時株主総会において、同氏の選任が承認された時点をもって解消しております。なお、同契約に基づき当社が同氏に支払った対価は、当社の「社外役員の独立性基準」で定める年間1,000万円以下です。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・同氏が社外取締役を務める日本製鉄株式会社は、同社の東日本製鉄所君津地区において、着色水の構外流出、排水口での排水基準超過、水質測定データにおける不適切な取扱いがあったとして、2023年8月に千葉県、木更津市、君津市及び富津市から指導文書の交付を受けました。同氏は、上記事案の発生が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしてまいりました。また、上記各事案の判明後は、事案発生要因、事前・事後対応の妥当性、再発防止措置等の事項に関する評価及び提言に努めております。

候補者番号 しょうじてつや

8 庄司哲也 (1954年2月28日生)

社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時) 2年
所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	日本電信電話公社入社	2020年6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役(現在)
2006年6月	西日本電信電話株式会社取締役 人事部長	2020年12月	サークレイス株式会社社外取締役(現在)
2009年6月	日本電信電話株式会社取締役 総務部門長	2021年3月	サッポロホールディングス株式会社社外取締役(現在)
2012年6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長	2021年6月	日立造船株式会社社外取締役(現在) 三菱倉庫株式会社社外取締役(現在)
2015年6月	同社代表取締役社長	2022年3月	当社社外取締役(現在)
2018年10月	NTT株式会社(NTT, Inc.)取締役		

(重要な兼職の状況)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役
サークレイス株式会社社外取締役
サッポロホールディングス株式会社社外取締役
日立造船株式会社社外取締役
三菱倉庫株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

庄司哲也氏は、2022年3月に当社社外取締役に就任いただいております。電気通信事業者における代表取締役社長等を歴任して培われた事業執行・企業経営に関する豊富な経験と、企画・人事・グローバル展開・デジタルライゼーションの推進等に関する幅広い識見を、グローバルに事業を展開し、IT/情報セキュリティを今後ますます重要な経営基盤の一つと考える当社グループの経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。

同氏の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き当社社外取締役として取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の相談役であり、また、サークレイス株式会社、サッポロホールディングス株式会社、日立造船株式会社、三菱倉庫株式会社の社外取締役に兼任しておりますが、2022年3月の当社社外取締役就任以降、開催された当社取締役会及び人事・報酬諮問委員会すべてに出席し、十分に時間を確保の上、その任に当たっております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・当社は、同氏が相談役を務めるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引金額は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の2022年度連結収益の0.05%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.05%未満と僅少であります。
- また、同氏が社外取締役を務める三菱倉庫株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引金額は、三菱倉庫株式会社の2022年度連結収益の0.001%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。
- これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

候補者番号 やましなひろこ

9

山科裕子

(1963年5月20日生)

社外監査役在任年数(本定時株主総会終結時) 1年
所有する当社の株式数 0株



新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社	2016年1月	同社グループ執行役員(現在) オリックス・クレジット株式会社 代表取締役社長
2007年3月	オリックス株式会社内部統制統括室長		
2010年5月	オリックス生命保険株式会社執行役員	2021年1月	オリックス・クレジット株式会社 執行役員会長(現在)
2013年1月	同社常務執行役員		
2014年1月	オリックス株式会社執行役	2023年3月	当社社外監査役(現在)

(重要な兼職の状況)

オリックス株式会社グループ執行役員
オリックス・クレジット株式会社執行役員会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山科裕子氏は、2023年3月に当社社外監査役に就任いただいております。同氏は、総合金融サービス事業者における執行役や、当該事業者の子会社における代表取締役等を歴任し、企業経営や事業運営等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年ですが、この間、適時適切な経営陣に対する忌憚のない発言等を通じて、実効的な監査に大きく寄与いただきました。同氏の企業経営者としての経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座を当社のグループ経営に反映いただくことが、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にとって有益であることから、当社社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 あさくらけんじ

10 朝倉研二

(1955年12月11日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	長瀬産業株式会社入社	2013年 6月	同社取締役執行役員
2009年 4月	同社執行役員 兼 自動車材料 事業部長	2015年 4月	同社代表取締役社長執行役員
		2023年 4月	同社代表取締役会長（現在）

(重要な兼職の状況)
長瀬産業株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

朝倉研二氏は、化学品専門商社における代表取締役社長や代表取締役会長等を歴任し、グローバルでの企業経営や事業運営、企業風土変革等に関する卓越した経験と多角的な識見を有しておられます。同氏のグローバル展開する上場企業の経営トップとしての経験や実績に裏打ちされた幅広い視野と高い視座を当社グループの経営に反映いただくことが、取締役会の実効性の更なる向上に資するものであることから、当社グループの事業に対して的確な提言や助言及び執行の監督をしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・当社は、同氏が代表取締役会長を務める長瀬産業株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引金額は、長瀬産業株式会社の2022年度連結売上高の0.001%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 長嶋由紀子氏、木寺昌人氏、庄司哲也氏、山科裕子氏及び朝倉研二氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
 3. 当社は、長嶋由紀子氏、木寺昌人氏、庄司哲也氏及び山科裕子氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、朝倉研二氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
 4. 当社は、岩井睦雄氏、岡本薫明氏、長嶋由紀子氏、木寺昌人氏及び庄司哲也氏との間で取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、山科裕子氏及び朝倉研二氏の選任が承認された場合、各氏との間で取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、山科裕子氏との間では、現在、監査役として同様の責任限定契約を締結しております。
 5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。取締役候補者のうち、再任の候補者については、再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の候補者については、選任が承認された場合、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年4月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者のうち、再任の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山科裕子氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

たけいし え み こ

武石恵美子

(1960年2月16日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外監査役

独立役員

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1982年4月	労働省入省	2007年4月	法政大学キャリアデザイン学部教授 (現在)
1992年7月	株式会社ニッセイ基礎研究所入社	2015年2月	キューピー株式会社社外監査役
2003年4月	東京大学社会科学研究所助教授	2015年6月	東京海上日動火災保険株式会社 社外監査役 (現在)
2004年4月	株式会社ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員	2023年6月	鹿島建設株式会社社外監査役 (現在)
2006年4月	法政大学キャリアデザイン学部助教授		

(重要な兼職の状況)

法政大学キャリアデザイン学部教授

東京海上日動火災保険株式会社社外監査役

鹿島建設株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

武石恵美子氏は、人的資源管理や女性労働論等を専門とする大学教授や厚生労働省の労働政策審議会等での委員、事業会社での社外監査役等を歴任し、人事制度・労働政策等やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い経験と高度かつ深い識見を有しておられます。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、同氏の豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座によって、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

社外監査役候補者に関する特記事項

- ・当社は、同氏が社外監査役を務める東京海上日動火災保険株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引額は、東京海上日動火災保険株式会社の2022年度経常収益の0.05%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.05%未満であり、僅少であります。また、当社は同氏が社外監査役を務める鹿島建設株式会社と取引関係がありますが、2023年度の当該取引額は、鹿島建設株式会社の2022年度連結売上高の0.05%未満、当社の2023年度の連結売上収益の0.05%未満であり、僅少であります。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・同氏が社外監査役を務める東京海上日動火災保険株式会社は、金融庁から、同社に独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月、保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について事前に認識しておりませんでした。日頃から、取締役会等において内部統制の強化や法令遵守等の視点に立った提言を行ってまいりました。本件事実を認識した後は、徹底した調査や真因の分析、再発防止策の策定を指示するなど、その職責を果たしております。

-
- (注) 1. 武石恵美子氏と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で監査役として、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年4月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。同氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキルの考え方

当社は、当社グループの経営理念である「4Sモデル」を追求するとともに、JT Group Purposeを実現し、時代や人により多様で変化していく「心の豊かさ」の領域を今後も社会から任せられ、貢献できる存在であり続けるため、絶えず進化に挑戦していきます。そのうえで、当社取締役会は、「4Sモデル」やJT Group Purposeに共感し、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人財により構成することが重要であると考えています。

このような考えに基づき構成された取締役会がその役割・責務を適切に発揮する観点から、当社は、各取締役に以下の分野における知識・経験を活かした能力（＝スキル）の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。










当社が特にスキルの発揮を期待している分野

- 当社の経営理念である「4Sモデル」をベースとした、持続的な利益成長及び企業価値の向上に資する経営戦略・経営管理・事業戦略等の「**企業経営**」
- 中長期的な事業成長の観点から、グローバルに事業を展開するJTグループにとって必須となる「**グローバルマネジメント**」

	 いわい むつ お 岩井 睦雄	 おかもと しげあき 岡本 薫明	 てらばたけ まさみち 寺 島 正道	 なかの けい 中野 恵	 しまよし こうじ 嶋吉 耕史	 ながしま ゆき こ 長嶋 由紀子	
地 位	取締役会長	取締役副会長	代表取締役社長	代表取締役副社長	代表取締役副社長	社外取締役	
企業経営	●		●	●	●	●	
グローバルマネジメント	●		●		●		
財務、会計、資本政策、金融		●		●			
法務、コンプライアンス、リスクマネジメント	●	●	●	●	●		
IT／情報セキュリティ	●		●		●		
コーポレート・ガバナンス	●	●	●	●	●	●	
サステナビリティ／環境、社会		●	●		●		
DE&I／組織、人財マネジメント	●	●	●		●	●	
事業開発／M&A			●	●	●	●	

- 当社の企業価値向上及び事業継続のための経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務、会計、資本政策、金融」及び「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」
- JTグループの競争力を強化し、事業継続において不可欠な経営基盤の一つとなる「IT／情報セキュリティ」
- ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図るうえで、当社の企業活動の根幹にある「コーポレート・ガバナンス」
- 「4Sモデル」に基づき、JT Group Purposeの具現化を通じて持続可能な自然や社会づくりに貢献するため、当社が経営の中核に位置付け、マテリアリティ分析を踏まえて戦略を策定する「サステナビリティ／環境、社会」
- 性別、性的指向や年齢、国籍に留まらず、経験や専門性など、異なる背景や価値観を尊重し、人財の多様性に着目した成長支援を含む人財への投資や、多様な個性がその能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を推進する「DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）／組織、人財マネジメント」
- 変わり続ける社会や人の価値観に合わせて「心の豊かさ」を継続的に提供するために、事業の更なる発展・成長に向けた戦略策定・施策実行を企図する「事業開発／M&A」

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、「財務、会計、資本政策、金融」、「法務、コンプライアンス、リスクマネジメント」、「コーポレート・ガバナンス」におけるスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

									
	きでら まさと 木寺 昌人	しょうじ てつや 庄 司 哲也	やましな ひろこ 山科 裕子	あさくら けんじ 朝倉 研二	かしわくら ひであき 柏倉 秀亮	はしもと つとむ 橋本 努	たにうち しげる 谷内 繁	いなだ のぶお 稲田 伸夫	たけいし えみこ 武石 恵美子
	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役 社外監査役	社外監査役	社外監査役
		●	●	●	●				
	●	●		●	●	●			
					●	●	●	●	
	●		●			●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●			●			●	●	●
	●	●	●		●		●	●	●
		●		●	●				

① 取締役会

[役割]

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。

[構成]

役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成に関する考え方について、次のとおり定めております。

- 取締役会は、取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、ジェンダーや国際性、職歴、人種・民族・文化的背景等の多様性に係る観点に加え、取締役会が別に定める当社取締役会が備えるべきスキル等を考慮の上、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた多様な人材により構成する。
- 当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任する。

現在、9名の取締役（うち独立社外取締役4名）により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、10名の取締役（うち独立社外取締役5名）となる予定です。

[当期の運営状況]

2023年度は14回開催し、経営計画の策定、執行役員を選任等の重要事項について審議いたしました。

② 監査役会

[役割]

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、独立社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。

[構成]

現在、5名の監査役（うち独立社外監査役3名）により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、引き続き5名の監査役（うち独立社外監査役3名）となる予定です。

[当期の運営状況]

2023年度は14回開催し、監査方針、監査報告書の作成等について審議いたしました。

③ 人事・報酬諮問委員会

[役割]

本委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・執行役員を兼務する取締役の解職についての審議並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図っております。

[構成]

本委員会は、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役に構成しており、委員長は、独立社外取締役の中から委員の互選により決定することとしております。なお、現在の委員は、取締役会長、取締役副会長及び独立社外取締役4名の計6名ですが、第3号議案が承認可決されますと、取締役は10名（うち独立社外取締役5名）となり、本委員会の委員構成は、取締役会長、取締役副会長及び独立社外取締役5名の計7名となります。

[当期の運営状況]

2023年度は5回開催し、取締役候補予定者・監査役候補予定者の選定及びスキル・マトリックスに係る審議、報酬水準の確認、経営幹部候補者群の確認、取締役会の監督機能強化に資する人事・報酬諮問委員会との連携強化に係る審議並びに役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績評価指標の審議等を実施いたしました。

④ JTグループコンプライアンス委員会

[役割]

本委員会は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するための一環として設置しております。なお、本委員会は、2024年度から、JTグループ全体におけるコンプライアンスを統括・推進し、かつ、取締役会への説明責任を果たすための審議機関とした新たな体制に変更しております。加えて、コーポレート及び各事業内に設置する部門コンプライアンス委員会において自律的に自部門のコンプライアンスに関わる事項を審議し、本委員会がJTグループ全体の取組みを把握又は審議の上、取締役会への十分な報告を行うことにより取締役会との接続を強化し、JTグループコンプライアンスの監督及び推進の両面において充実及び強化に努めることとしております。

[構成]

2023年度は、取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としておりましたが、2024年度から、社長、副社長及び外部専門家を構成員とし、社長が委員長を務めております。

[当期の運営状況]

2023年度は3回開催し、コンプライアンス推進に向けた取組み等について議論を行い、その議論結果を2024年度のコンプライアンス実践計画に反映いたしました。

【ご参考】 当社の取締役候補者の選定等について

当社は、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」の中で、以下のとおり定めております。

取締役候補者及び監査役候補者の選定、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職等については、取締役会の適切な監督のもと、以下の方針・手続に従い実施する。

- 当社は、『4Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を担う資質を備えた経営幹部候補者群の質的・量的拡充を志向している。

具体的には、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立取締役で構成する人事・報酬諮問委員会において外部の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況及び後継者計画並びに計画策定プロセスの充実を図っている。

- 取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

監査役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会から独立した立場での適切な職務執行が期待できる者を取締役会の決議により決定する。

- 役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求め、委員会は審議の内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

また、当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、役付取締役及び執行役員を兼務する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示する。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1)上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2)当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3)最近において(1)又は(2)に該当していた者

(注釈)

- ・ 当社が主要株主である法人等の団体
当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・ 当社の主要株主／主要株主である法人等の団体
当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体
- ・ 当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者
事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者

-
- ・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者
当事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関
 - ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者
当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者。法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%未満であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする。
 - ・ 当社から多額の寄付を受け取っている者
当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者
 - ・ 近親者
配偶者及び2親等以内の親族
 - ・ 重要な業務を執行する者
役員、部長クラスの者
 - ・ 遡及措置（「最近において」の判断基準）
過去5年を遡及期間とする。

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

【ご参考】 当社の取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点からアンケートによる自己評価を実施するとともに、必要に応じて取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施した上で、結果を取りまとめております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。

2023年度は、下記要領でアンケートを実施いたしました。

なお、アンケートの作成・結果分析にあたっては、客観性の担保と実効性評価の更なる改善を目的に、外部機関による助言を受けております。

- －アンケート作成期間 : 2023年9月～11月
- －評価対象期間 : 2023年（2023年1月～2023年12月）
- －回答期間 : 2023年11月17日～2023年12月1日
- －対象者 : 取締役・監査役計14名
- －概要 : 各設問に対する評価（5段階）及び自由記載への記入
- －取締役会での協議 : 2024年2月19日

主な評価項目は以下のとおりです。継続的に確認を図るべき項目に加え、2022年度の評価で抽出された課題に対する改善を確認できるような質問の設計としております。

1. 取締役会の役割・機能・構成 (6問)
2. 取締役会の運営 (7問)
3. 監査機関との連携及びリスク管理 (3問)
4. 株主・投資家との関係 (3問)
5. 任意の委員会 (2問)
6. 議論・共有を強化すべき課題 (1問)

2022年度に係る実効性評価で抽出された課題について、2023年度は以下の取組みを行ってまいりました。

主な課題	取組みの内容
<ul style="list-style-type: none">・取締役会の更なる監督機能強化・取締役会の効果・効率的な運営強化	<ul style="list-style-type: none">・各種経営課題やリスク管理状況、任意の委員会の議論状況等の報告・共有機会の更なる充実・議場の設備強化や議事進行の円滑化等、取締役会運営の継続的な改善

2023年度に係る実効性評価でも、2022年度から引き続き各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。各設問に対する評価の偏差が小さく、取締役及び監査役の強みや弱みに対する認識・理解が概ね共通していることに加え、取締役会やその他意見交換の場での議題設定、オープンで活発な議事運営等、運営面での各種取組み強化が特に高く評価をされました。

継続的な実効性向上に資するべく、2024年度以降は以下の取組みを中心に進めてまいります。

主な課題	今後の改善の方針
<ul style="list-style-type: none">・取締役会の効果・効率的な運営強化の継続・取締役会の更なる監督機能強化の継続	<ul style="list-style-type: none">・議事進行の円滑化等、取締役会運営の改善・主要な経営課題等の共有・議論機会の充実・役員間のコミュニケーション機会の充実

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

● 売上収益

当社グループの経営指標である為替一定ベース^(注1)のcore revenue^(注2)は、前年度比6.1%増となりました。また、売上収益は、たばこ事業及び医薬事業での増収により、前年度比6.9%増の2兆8,411億円となりました。

● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益^(注3)は、主にたばこ事業における増加により、前年度比5.2%増となりました。また、調整後営業利益は、一部現地通貨による為替影響がネガティブに発現し、前年度と同水準の7,280億円となりました。

営業利益は、調整項目における買収に伴い生じた無形資産に係る償却費の減少や、不動産の処分に係る収益の増加により、前年度比2.9%増の6,724億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増加に加えて、金融損益の改善や法人所得税費用の減少により、前年度比8.9%増の4,823億円となりました。

当社グループの経営指標

為替一定ベースのcore revenue

前年度比 **6.1%増**

為替一定ベースの調整後営業利益

前年度比 **5.2%増**

全社業績

売上収益

2兆8,411億円

前年度比 **6.9%増**

調整後営業利益

7,280億円

前年度比 **0.0%増**

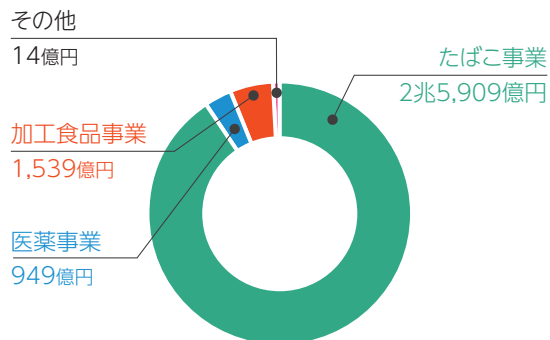
当期利益
(親会社所有者帰属)

4,823億円

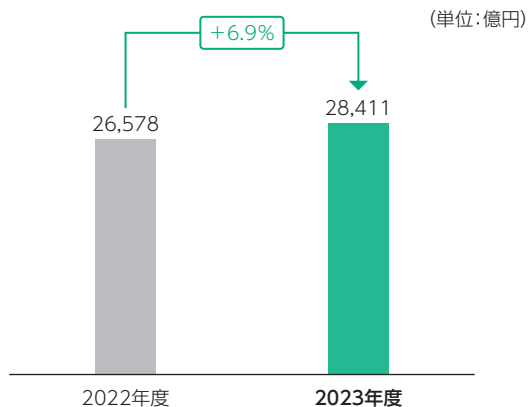
前年度比 **8.9%増**

- (注) 1. 為替一定ベースは、たばこ事業における当期の調整後営業利益、core revenue又は自社たばこ製品売上収益から、前年同期の為替レートをを用いて換算・算出した為替影響及び一定の方法を用いて算出した一部市場のインフレに伴う売上又は利益の増加分を除いたものです。
2. core revenueは、自社たばこ製品売上収益、医薬事業・加工食品事業・その他の売上収益の合計です。
3. 調整後営業利益は、営業利益+買収に伴い生じた無形資産に係る償却費+調整項目(収益及び費用)です。なお、調整項目(収益及び費用)はのれんの減損損失及びストラクチャリング収益及び費用等です。

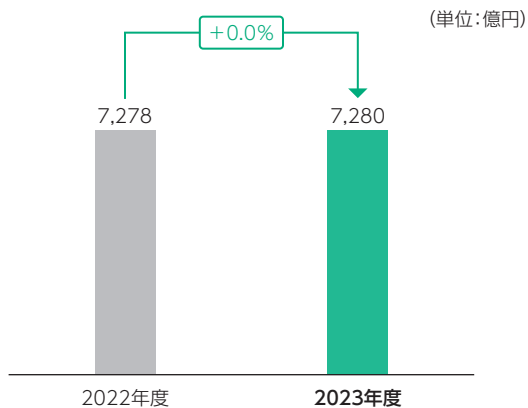
事業セグメント別の売上収益



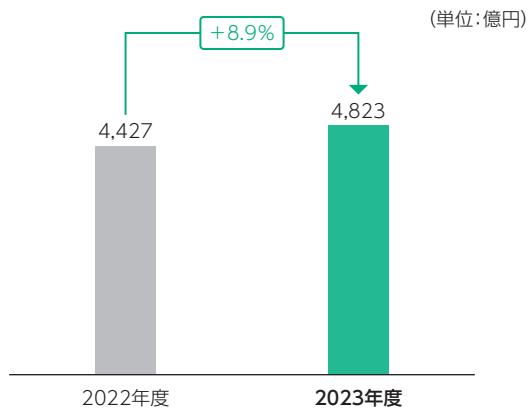
売上収益



調整後営業利益

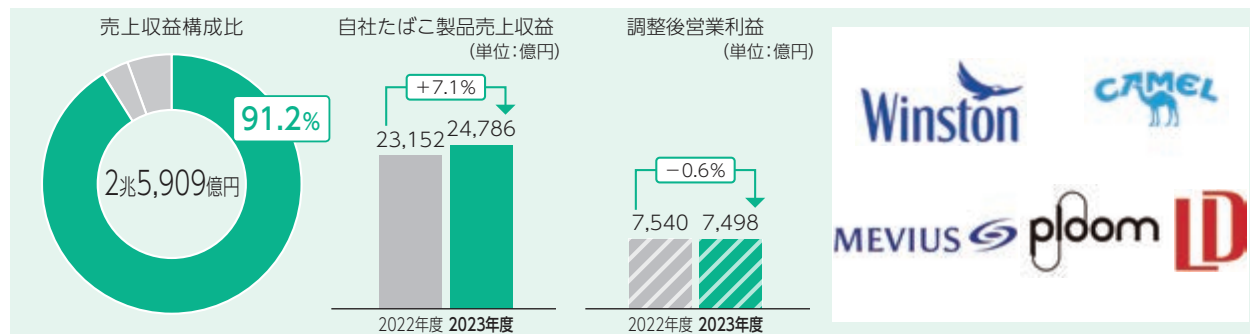


当期利益 (親会社所有者帰属)



事業別の概況

たばこ事業



当年度におきましては、EMA^(注1)における堅実な伸長、Asia^(注1)における底堅い販売数量、継続的なシェアの伸長及び一部市場における堅調な総需要トレンドにより、英国を中心としたWestern Europe^(注1)における総需要減少影響を上回り、総販売数量^(注2)は前年度比2.4%増の5,401億本となりました。また、Combustibles販売数量^(注3)は、Winston及びCamelの伸長により、前年度比2.3%増の5,313億本となりました。RRP販売数量^(注4)は、日本においてHTS^(注5)販売数量が伸長したことや欧州におけるPloom Xの新規投入により、前年度比11.8%増の88億本となりました。

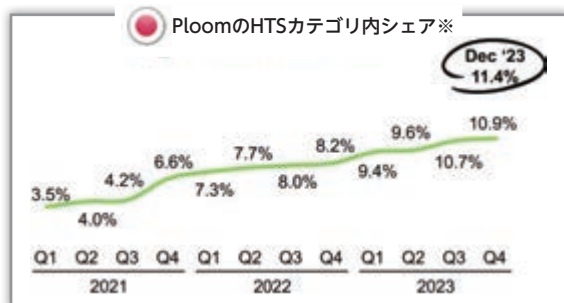
自社たばこ製品売上収益^(注6)は、Western Europe及びEMAにおけるポジティブな単価差・商品構成影響、Asia及びEMAにおけるポジティブな数量差影響並びにポジティブな為替影響により、前年度比7.1%増の2兆4,786億円となりました（為替一定ベースでは前年度比6.4%増）。RRP関連売上収益^(注7)は、前年度比8.3%増の816億円となりました。

調整後営業利益は、ネガティブな為替影響により、前年度比0.6%減の7,498億円となりました（為替一定ベースでは前年度比4.4%増）。

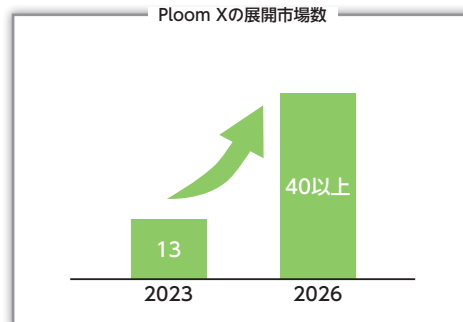
- (注) 1. JTグループのたばこ事業をより深く理解していただくために、同事業を3地域のクラスター（Asiaは日本を含むアジア全域、Western Europeは西欧地域、EMAは東欧、中近東、アフリカ、トルコ、南北アメリカ大陸及びGlobal Travel Retail）に区分けしたものです。
2. 総販売数量は、水たばこ/製造受託/RRPデバイス及び関連アクセサリーを除くたばこ製品の販売数量です。
3. Combustibles販売数量は、水たばこ/E-Vapor/無煙たばこ（Snus・ニコチンパウチ）/加熱式たばこ/製造受託を除くたばこ製品の販売数量です。
4. RRP（Reduced-Risk Products）は、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品です。当社製品ポートフォリオにおけるHeated tobacco sticks、Infused tobacco capsules、E-Vapor、無煙たばこ製品等が含まれます。また、RRP販売数量は、Reduced-Risk Productsの販売本数を紙巻きたばこに換算した数量であり、RRPデバイス/関連アクセサリー等は含まれません。
5. HTS（Heated tobacco sticks）は、高温加熱型の加熱式たばこです。
6. 自社たばこ製品売上収益は、物流事業/製造受託等を除く売上収益です。
7. RRP関連売上収益は、自社たばこ製品売上収益の内訳としての、RRPデバイス/関連アクセサリー等を含むReduced-Risk Productsの売上収益です。

Ploom Xの進捗

- 日本におけるHTSカテゴリ内シェアは、競争が激化する中でも着実に伸張し、2023年度末時点で11.4%のシェアを獲得
- 地理的拡大も順調に進捗しており、2023年度末の展開市場数は13市場に到達
- 2025年度末には世界全体のHTS総需要の約80%をカバーする見込み。2026年度末までに40以上の市場でPloom Xを展開

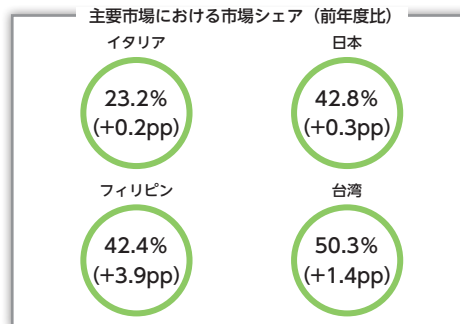
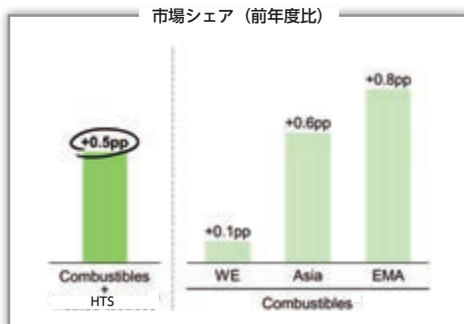


※JT推計（出荷ベース）

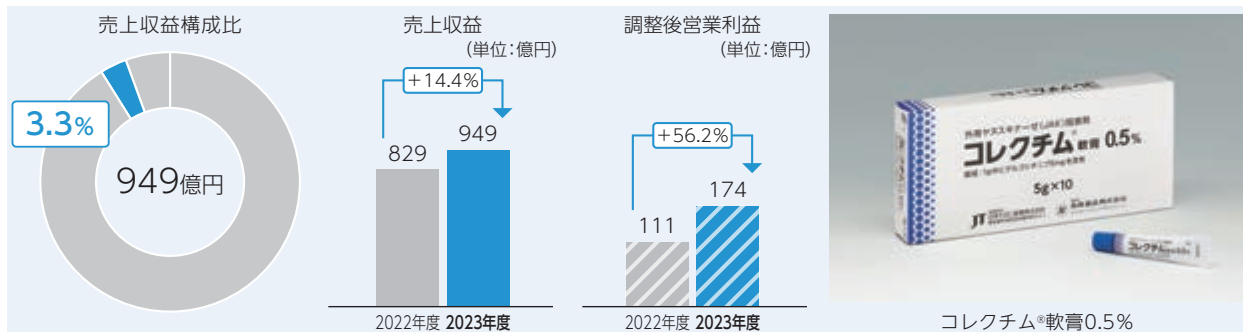


市場シェアは引き続き伸張

- 2023年度は50以上の市場でシェアが伸張し、Totalシェアは過去最高を達成
- 市場シェアは、イタリア・日本・フィリピン・台湾といった主要市場を中心に伸張



医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において8品目が臨床開発段階にあります。

アトピー性皮膚炎治療薬「コレクチム®軟膏0.5%、0.25%」につきましては、乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした臨床試験の成績を踏まえ、2023年1月30日に乳幼児（生後6ヶ月以上2歳未満）の患者様への適応拡大が認められました。

JTE-061 (tapinarof) につきましては、2023年9月15日にアトピー性皮膚炎及び尋常性乾癬を適応症として国内製造販売承認申請を実施しました。なお、JTE-061は、小児アトピー性皮膚炎を適応症とした国内Phase 3試験についても実施中です。

enarodustatにつきましては、導出先である中国のSalubris社が、透析導入前（保存期）の成人の慢性腎臓病に伴う貧血を適応症として、2023年6月7日に中国における製造販売承認を取得しました。

delgocitinibにつきましては、導出先であるデンマークのLEO Pharma社が、慢性手湿疹を適応症として欧州医薬品庁販売承認申請を実施し、2023年8月17日に受理されました。

当年度における売上収益につきましては、導出品のライセンス契約に係る一時金収入及びグループ会社である鳥居薬品株式会社の増収により、前年度比14.4%増の949億円となりました。

調整後営業利益につきましては、売上収益の増収により、研究開発費の増加があったものの、前年度比56.2%増の174億円となりました。

ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧 (2024年2月13日現在)

<自社開発品>

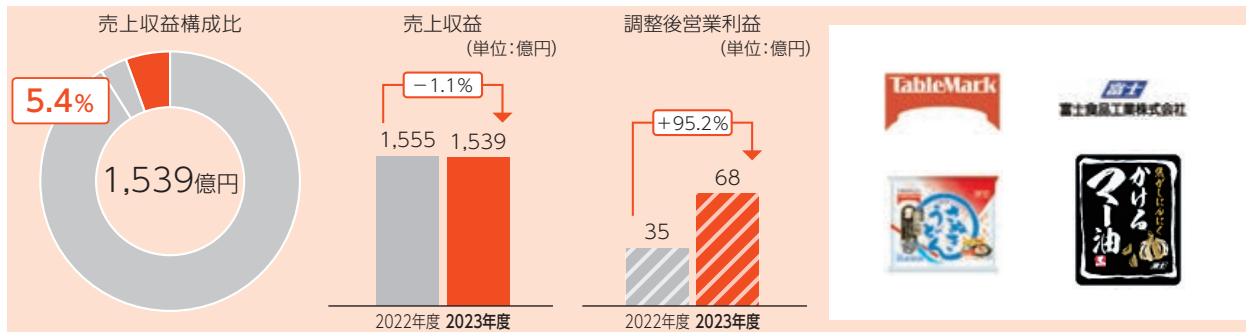
開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 (実施地域)	備考
JTE-052 (delgocitinib)	自己免疫・アレルギー 疾患 /経口・外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 1 (国内)	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー 疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化 するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応 を抑制する	Phase 2 (国内) Phase 2 (海外)	自社品
JTT-662	2型糖尿病 /経口	SGLT1 阻害	SGLT1 を阻害し、食後高血糖の是正及 び血糖値の正常化を行う	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-861	慢性心不全 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素 (PDH) を活性化し、心機能を改善する	Phase 2 (海外)	自社品
JTE-061 (tapinarof)	アトピー性皮膚炎 /外用 尋常性乾癬 /外用 小児アトピー性皮膚炎 /外用	AhRモジュレーター	アリル炭化水素受容体 (AhR) を活性化 し、皮膚の炎症を抑制する	申請中 (国内) 申請中 (国内) Phase 3 (国内)	導入品 (Dermavant Sciences GmbH社) 鳥居薬品と共同開発
JTC-064	神経変性疾患 /経口	PDHK阻害	ピルビン酸脱水素酵素 (PDH) を活性化 し、代謝異常を是正する	Phase 1 (海外)	自社品
JTV-161	肺動脈性肺高血圧症 /経口	Pim-1阻害	Pim-1を阻害し、肺血管細胞の異常増殖 を抑制する	Phase 1 (海外)	自社品
JTE-162	自己炎症・自己免疫疾患 /経口	NLRP3阻害	NLRP3インフラマソームの活性化を抑制 し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 1 (海外)	自社品

(注) 1. 開発段階の表記は投薬開始を基準としています。
2. 掲載以外に、将来の剤形追加の可能性を検討するための臨床試験を行っています。

<導出品>

一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 オート製薬社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷食・常温事業、調味料事業に注力し、付加価値の高い商品の販売を強化するなど、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、注力している冷凍麺、パックごはん、お好み焼等は引き続き国内市場において高いシェアを維持するとともに、具材、麺、スープにこだわった有名店監修の冷凍具付ラーメン「まるぐシリーズ」を展開するなど、更なる競争力の強化に向け、家庭用新製品を20品、リニューアル品を30品発売しております。

また、急激な為替の変動等による原材料費の高騰等が続き、事業に対してネガティブな影響がありました。そのような厳しい事業環境においても、生産性向上やコスト削減等の継続的な取組みに加え、出荷価格改定を実施し、利益の創出に最大限努めてまいりました。

当年度における売上収益につきましては、冷食・常温事業において、価格改定に加えて、外食需要の回復による業務用製品のトップライン伸長があるものの、ベーカリー事業の譲渡に伴う売上収益の剥落により、前年度比1.1%減の1,539億円となりました。

調整後営業利益につきましては、冷食・常温事業における価格改定効果や業務用製品のトップライン伸長が、原材料費等の高騰を上回り、前年度比95.2%増の68億円となりました。

2023年春夏発売品



国産若鶏の和から揚げ 250g



国産もち麦ごはん3食

2023年秋冬発売品



らぁ麺やまぐち監修 まるぐ
鶏コクラメン



麺屋武蔵監修 まるぐ
えび香る魚介ラーメン

2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,254億円の設備投資を実施いたしました。

たばこ事業につきましては、RRP関連投資及び製造設備の改修・維持更新等に1,051億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に73億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に58億円の設備投資を行いました。

(注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要な、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

3. 企業集団の資金調達の状況

当社は、有利子負債の返済に充当することを目的に、2023年4月20日に総額600億円の一般担保付社債を発行しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区 分	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月	第39期 2023年1月-12月
売上収益 (百万円)	2,092,561	2,324,838	2,657,832	2,841,077
税引前利益 (百万円)	420,063	472,390	593,450	621,601
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	310,253	338,490	442,716	482,288
基本的1株当たり当期利益 (円)	174.88	190.76	249.45	271.69
資産合計 (百万円)	5,381,382	5,774,209	6,548,078	7,282,097
資本合計 (百万円)	2,599,495	2,886,081	3,616,761	3,912,491

(注) 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

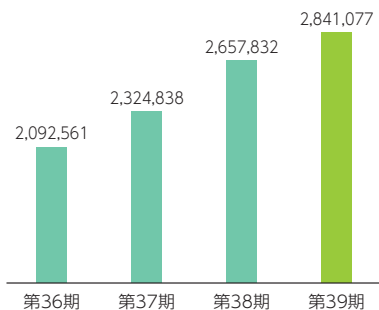
区 分	第36期 2020年1月-12月	第37期 2021年1月-12月	第38期 2022年1月-12月	第39期 2023年1月-12月
売上高 (百万円)	596,887	592,220	542,181	537,261
経常利益 (百万円)	240,491	278,809	273,734	185,665
当期純利益 (百万円)	241,752	216,896	283,461	184,788
1株当たり当期純利益 (円)	136.27	122.23	159.72	104.10
総資産 (百万円)	2,597,930	2,487,979	2,363,267	2,293,951
純資産 (百万円)	1,390,011	1,344,696	1,368,643	1,179,577

(注) 1. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

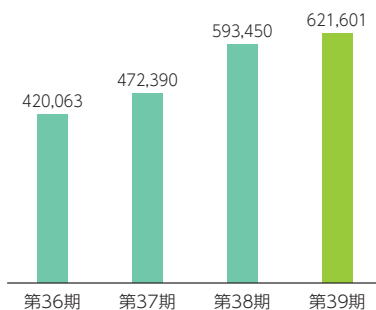
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期より適用しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

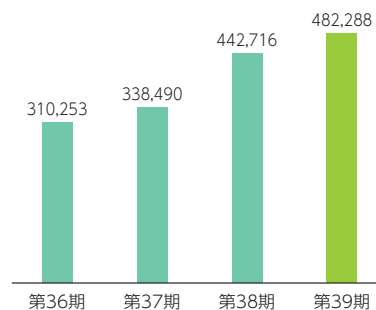
■ 売上収益 (単位:百万円)



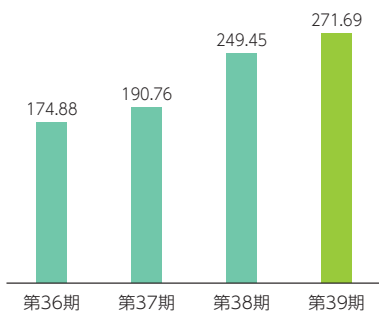
■ 税引前利益 (単位:百万円)



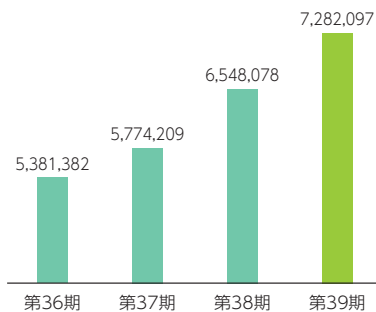
■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



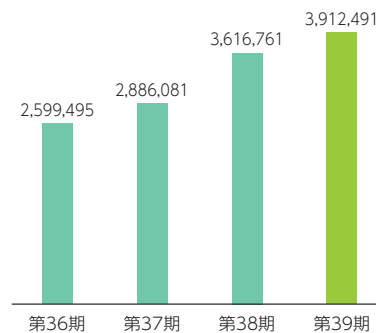
■ 基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■ 資産合計 (単位:百万円)



■ 資本合計 (単位:百万円)



9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」の追求を通じ、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を目指しています。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

また、社会・事業環境が非連続に変化し、その不確実性・複雑性がますます高まっていく中で、当社グループが持続的な存在であるための方向性を明確にするものとして、2023年度にJT Group Purpose「心の豊かさを、もっと。」及び各事業Purposeを策定しました。この実現に向けた行動指針についても策定が完了しております。今後は事業戦略の遂行・行動指針の実践を通じて、成果を創出し、実績を積み上げていくことにより、JT Group Purposeの実現を目指してまいります。

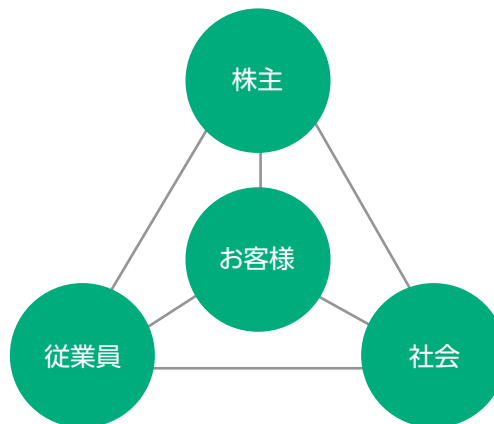
<事業Purpose>

- ・たばこ事業：Creating fulfilling moments. Creating a better future.
- ・医薬事業：科学、技術、人財を大切にし、患者様の健康に貢献します。
- ・加工食品事業：食事をうれしく、食卓をたのしく。

時代や人により、多様で、変化していく「心の豊かさ」の領域を、今後も社会から任され、貢献できる存在であり続けるため、当社グループは絶えず進化してまいります。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループの中長期の経営資源配分は、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づき、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注1)を最優先とし、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視する方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、必要な投資を実行していきます。

各事業の中長期の目標は以下のとおりです。

たばこ事業	当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit ^(注2) 成長となる利益水準を目指す
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す
加工食品事業	高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す

当社グループは、不確実性を増す経営環境を見極め、スピード感を持って競争力を強化すべく、期間を3年間とした経営計画を1年ごとにローリングを行う方式で策定しており、経営理念及び経営資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2024」において設定しています。

「経営計画2024」においては、今後最も成長が見込まれるHTS^(注3)への大規模な戦略的投資を行う影響等により、2024年度為替一定ベースの調整後営業利益は前年同水準を見込んでおりますが、経営計画期間後半にかけてはHTSの成長ペースが高まることから、期間中における為替一定ベースの調整後営業利益の成長率は、年平均mid single digit^(注4)を見込んでおります。なお、中長期に亘っては、年平均mid to high single digitの成長へと回帰させてまいります。

株主還元方針については、「4Sモデル」及びJT Group Purposeに基づく経営資源配分方針で掲げる「中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先」と「事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視」という観点から、以下のとおりとしています。

- ・強固な財務基盤^(注5)を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- ・資本市場における競争力のある水準^(注6)として配当性向75%を目安^(注7)とする
- ・自己株式の取得は、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力の更なる強化を実現すること及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクの顕在化やハイパーインフレ市場等における為替変動リスク等、不確実性を増していると認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」が必要であると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感は、引き続き企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びESGやサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、「変化への対応力」という受け身の対応だけでなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

(注) 1. たばこ事業の成長投資を最重要視し、お客様・社会への新たな価値・満足の継続的な提供を通じて、質の高いトップライン成長を実現することで、為替一定調整後営業利益の成長を目指す。

2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ

3. Heated tobacco sticks. 高温加熱型の加熱式たばこ。1スティック=RMC1本として換算

4. mid single digit：一桁台半ばのパーセンテージ

5. 経済危機等に備えた堅牢性、及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

6. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG (Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング

7. ±5%程度の範囲内で判断

【ご参考】資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社は、経営計画の策定時に資本コストを算定・把握し、取締役会に報告しており、当社のROE（株主資本利益率）が資本コストを十分に上回っていることを確認しています。また、展開市場におけるカントリーリスクやインフレーションリスク等を踏まえて設定したハードルレートを投資採算性の判断基準とすることで投資規律を設けており、ROEが資本コストを上回る状況を担保するようにしています。当社グループでは、過年度のM&Aに係る償却費の影響や一時的要因により大きく変動し得る為替影響を除いた、為替一定ベースの調整後営業利益を業績管理指標としています。当社では、このKPIの中長期にわたるMid to high single digit成長を目指すことによる当期利益も含めた利益成長を志向しており、ハードルレートによる投資規律の運用と合わせ、これらが結果としてROEの向上にもつながるものと考えております。

また、当社のTSR（配当を含む株主総利回り）を配当込みTOPIXと比較した場合、長期での比較は当社株価の推移に伴いTSRが劣位にあるものの、コロナ禍以前の2019年末と2023年末時点での比較においては、その間における利益成長の達成及び2022年度における増配の実現により、TSRは同時期の配当込みTOPIXをアウトパフォームしております。中長期的な株価形成において重要な要素は継続的な利益成長であると考えており、その実現により定量的な企業価値を増大することに加えて、情報開示の充実を通じた定性的な観点から当社グループの理解を醸成していくことが、TSRの向上に繋がると考えております。

【ご参考】上場子会社を有する意義及びガバナンスに関する考え方

当社は、医薬事業において重要となる優秀な人的資本の確保及びモチベーション向上や信用の獲得等による事業上の競争優位性の向上に加え、資本市場における規律等の子会社の経営上のメリット、株式報酬の活用による人的資本のエンゲージメントの強化等を総合的に勘案し、上場子会社として「鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）」を有しております。

また、上場子会社における独立性の確保及び少数株主の利益を適切に保護することが、当社及び鳥居薬品の企業価値向上にとって必要不可欠であるとの考えのもと、上場企業として適切なガバナンス体制の構築に努めております。当社は意思決定に係る社内規程として全社的な責任権限規程を定めておりますが、鳥居薬品においては選択的に当該規程を適用し、権限上の自由を与えることで、上場子会社としての独立性を担保しております。

上場子会社を有する意義及びガバナンスに関する考え方の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/investors/strategy/governance/index.html>）にて公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」よりご覧いただけます。

【ご参考】サステナビリティの取組み

JT Group Sustainability Targetsの策定

当社グループでは、社会とその中に存在する当社グループの事業が持続可能であるために、当社グループの目指すべき方向性を示す「JT Group Purpose」を策定しています。

「4Sモデル」の追求を経営理念とする当社グループは、「自然や社会が持続可能であって初めて人の暮らしや企業の活動も持続可能となる」という考えのもと、JT Group Purposeの具現化を通じて持続可能な自然や社会づくりに貢献していくべく、昨年、サステナビリティ経営の根幹となる「JT Group Materiality（マテリアリティ）」を改定し、「自然との共生」、「お客様の期待を超える価値創造」、「人材への投資と成長機会の提供」、「責任あるサプライチェーンマネジメント」、「良質なガバナンス」という5つの課題群を特定いたしました。

また、マテリアリティを踏まえた当社グループとしての具体的な目標及び取組みについて、この度、全25項目からなる「JT Group Sustainability Targets（サステナビリティターゲット）」を策定いたしました。サステナビリティターゲットにおいては、マテリアリティとの繋がりを重視し、これまでの取組みを踏襲するだけでなく、新たな目標及び取組みも設定しています。例えば、「自然との共生」との繋がりにおいては、生物多様性の保全も見据えた、当社グループの事業による生態系影響の把握に係るターゲットを、また、「人材への投資と成長機会の提供」との繋がりにおいては、更なる人的資本の拡充を企図した多面的なターゲットを、それぞれ設定しています。

なお、JT Group Purposeを起点とした新たなサステナビリティ戦略に通底するのは、人の暮らしや社会、企業の活動、あらゆる人の営みは、生態系を紡いでいく一部であるという考え、そして、未来づくりを担う企業として、当社グループは、主体的に社会課題の解決に取り組んでいくという考えです。

これらサステナビリティ戦略の策定・運用には、取締役会が関与する体制を執っており、この度策定したサステナビリティターゲットにつきましても、その運用の中で定期的な点検し、進化させてまいります。当社グループは、社会とその中に存在する当社グループの事業の持続的な成長に向けて強くコミットし、新たなサステナビリティ戦略のもと、JT Group Purposeの具現化に向けて、「心の豊かさ」という価値を提供し続けてまいります。

社外からの評価

JTグループの取組みは、各種評価機関から評価をいただいております。
詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.jti.co.jp/sustainability/external_recognition/index.html

Member of
**Dow Jones
Sustainability Indices**
Powered by the S&P Global CSA



JTグループのサステナビリティ戦略の全体像

<p>JT Group Purpose</p>	<p>心の豊かさを、もっと。 Fulfilling Moments, Enriching Life</p>																													
<p>JT Group Materiality</p>	<p>自然や社会と人の暮らしはつながっており、自然や社会が持続可能であってはじめて、人の暮らしや企業の活動も持続可能となります。JTグループはJT Group Purposeの具現化を通じて持続可能な自然や社会づくりに貢献していくために、以下のマテリアリティ（重要課題）に取り組んでいきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td data-bbox="273 477 485 553"> <p>自然との共生</p> </td> <td data-bbox="495 477 707 553"> <p>お客様の期待を超える価値創造</p> </td> <td data-bbox="718 477 929 553"> <p>人財への投資と成長機会の提供</p> </td> <td data-bbox="940 477 1152 553"> <p>責任あるサプライチェーンマネジメント</p> </td> <td data-bbox="1162 477 1374 553"> <p>良質なガバナンス</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 568 485 674"> <p>自然環境に与える影響の改善に向けた取り組みを通じて、自然と人や企業の健全な関係性を保全</p> </td> <td data-bbox="495 568 707 674"> <p>お客様の期待を超える多様な製品・サービスを創出</p> </td> <td data-bbox="718 568 929 674"> <p>人財の多様性に着目した成長支援を含む人財への投資や、多様な個性がその能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を通じた人的資本の拡充</p> </td> <td data-bbox="940 568 1152 674"> <p>人権尊重や自然環境保全など多様化する社会課題への適切な対応を通じ、事業環境の急激な変化に耐えうる持続可能なサプライチェーンを構築</p> </td> <td data-bbox="1162 568 1374 674"> <p>さまざまなステークホルダーの満足度を高め、信頼される企業体であり続けるためのガバナンスの充実</p> </td> </tr> </table>			<p>自然との共生</p>	<p>お客様の期待を超える価値創造</p>	<p>人財への投資と成長機会の提供</p>	<p>責任あるサプライチェーンマネジメント</p>	<p>良質なガバナンス</p>	<p>自然環境に与える影響の改善に向けた取り組みを通じて、自然と人や企業の健全な関係性を保全</p>	<p>お客様の期待を超える多様な製品・サービスを創出</p>	<p>人財の多様性に着目した成長支援を含む人財への投資や、多様な個性がその能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を通じた人的資本の拡充</p>	<p>人権尊重や自然環境保全など多様化する社会課題への適切な対応を通じ、事業環境の急激な変化に耐えうる持続可能なサプライチェーンを構築</p>	<p>さまざまなステークホルダーの満足度を高め、信頼される企業体であり続けるためのガバナンスの充実</p>																	
<p>自然との共生</p>	<p>お客様の期待を超える価値創造</p>	<p>人財への投資と成長機会の提供</p>	<p>責任あるサプライチェーンマネジメント</p>	<p>良質なガバナンス</p>																										
<p>自然環境に与える影響の改善に向けた取り組みを通じて、自然と人や企業の健全な関係性を保全</p>	<p>お客様の期待を超える多様な製品・サービスを創出</p>	<p>人財の多様性に着目した成長支援を含む人財への投資や、多様な個性がその能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を通じた人的資本の拡充</p>	<p>人権尊重や自然環境保全など多様化する社会課題への適切な対応を通じ、事業環境の急激な変化に耐えうる持続可能なサプライチェーンを構築</p>	<p>さまざまなステークホルダーの満足度を高め、信頼される企業体であり続けるためのガバナンスの充実</p>																										
<p>JT Group Sustainability Targets</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="266 712 628 780"> <p> 生態系影響評価の実施</p> </td> <td data-bbox="639 712 1002 780"> <p>  温室効果ガス排出量の削減</p> </td> <td data-bbox="1013 712 1375 780"> <p> 再生可能エネルギーの活用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 795 628 855"> <p> 責任ある水資源マネジメント</p> </td> <td data-bbox="639 795 1002 855"> <p>  森林資源の保全</p> </td> <td data-bbox="1013 795 1375 855"> <p>  廃棄物による環境負荷の低減</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 870 628 931"> <p>  製品および容器包装リサイクル</p> </td> <td data-bbox="639 870 1002 931"> <p>  持続可能な農業</p> </td> <td data-bbox="1013 870 1375 931"> <p> RRP展開市場の拡大</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 946 628 1006"> <p> リスク低減に係る科学的知見の発信</p> </td> <td data-bbox="639 946 1002 1006"> <p>  未成年喫煙防止対策</p> </td> <td data-bbox="1013 946 1375 1006"> <p> FIC（ファースト・イン・クラス）医薬品の創出</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1022 628 1082"> <p> フードインクルージョンへの貢献</p> </td> <td data-bbox="639 1022 1002 1082"> <p> DE&Iの推進</p> </td> <td data-bbox="1013 1022 1375 1082"> <p> 人財の戦略的確保</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1097 628 1158"> <p> 働きやすい環境の整備</p> </td> <td data-bbox="639 1097 1002 1158"> <p> 心身の安全・健康の推進</p> </td> <td data-bbox="1013 1097 1375 1158"> <p> 自律的な成長の支援</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1173 628 1233"> <p>  社内外との共創の促進</p> </td> <td data-bbox="639 1173 1002 1233"> <p> サプライヤースクリーニングおよびデュー・ディリジェンスの推進</p> </td> <td data-bbox="1013 1173 1375 1233"> <p>  たばこ農家の生活収入</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1248 628 1309"> <p>  児童労働を含む人権モニタリング</p> </td> <td data-bbox="639 1248 1002 1309"> <p>  グリーパンス・メカニズム</p> </td> <td data-bbox="1013 1248 1375 1309"> <p>  コミュニティインベストメント</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1324 628 1384"> <p>  事業特性に即した内部統制</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="639 1324 1375 1384" style="text-align: center;"> <p>JT Group Sustainability Targetsの詳細は、当社ウェブサイト (https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html) をご覧ください。</p> </td> </tr> </table>			<p> 生態系影響評価の実施</p>	<p>  温室効果ガス排出量の削減</p>	<p> 再生可能エネルギーの活用</p>	<p> 責任ある水資源マネジメント</p>	<p>  森林資源の保全</p>	<p>  廃棄物による環境負荷の低減</p>	<p>  製品および容器包装リサイクル</p>	<p>  持続可能な農業</p>	<p> RRP展開市場の拡大</p>	<p> リスク低減に係る科学的知見の発信</p>	<p>  未成年喫煙防止対策</p>	<p> FIC（ファースト・イン・クラス）医薬品の創出</p>	<p> フードインクルージョンへの貢献</p>	<p> DE&Iの推進</p>	<p> 人財の戦略的確保</p>	<p> 働きやすい環境の整備</p>	<p> 心身の安全・健康の推進</p>	<p> 自律的な成長の支援</p>	<p>  社内外との共創の促進</p>	<p> サプライヤースクリーニングおよびデュー・ディリジェンスの推進</p>	<p>  たばこ農家の生活収入</p>	<p>  児童労働を含む人権モニタリング</p>	<p>  グリーパンス・メカニズム</p>	<p>  コミュニティインベストメント</p>	<p>  事業特性に即した内部統制</p>	<p>JT Group Sustainability Targetsの詳細は、当社ウェブサイト (https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html) をご覧ください。</p>	
<p> 生態系影響評価の実施</p>	<p>  温室効果ガス排出量の削減</p>	<p> 再生可能エネルギーの活用</p>																												
<p> 責任ある水資源マネジメント</p>	<p>  森林資源の保全</p>	<p>  廃棄物による環境負荷の低減</p>																												
<p>  製品および容器包装リサイクル</p>	<p>  持続可能な農業</p>	<p> RRP展開市場の拡大</p>																												
<p> リスク低減に係る科学的知見の発信</p>	<p>  未成年喫煙防止対策</p>	<p> FIC（ファースト・イン・クラス）医薬品の創出</p>																												
<p> フードインクルージョンへの貢献</p>	<p> DE&Iの推進</p>	<p> 人財の戦略的確保</p>																												
<p> 働きやすい環境の整備</p>	<p> 心身の安全・健康の推進</p>	<p> 自律的な成長の支援</p>																												
<p>  社内外との共創の促進</p>	<p> サプライヤースクリーニングおよびデュー・ディリジェンスの推進</p>	<p>  たばこ農家の生活収入</p>																												
<p>  児童労働を含む人権モニタリング</p>	<p>  グリーパンス・メカニズム</p>	<p>  コミュニティインベストメント</p>																												
<p>  事業特性に即した内部統制</p>	<p>JT Group Sustainability Targetsの詳細は、当社ウェブサイト (https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html) をご覧ください。</p>																													

10. 企業集団の主要な事業内容

区 分	主な内容
たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温食品、調味料等の製造、販売

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	100.0	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 50,374	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

- (注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接所有割合を示しております。
 2. 当年度末日において、上記の重要な子会社 6 社を含む連結子会社は221社、持分法適用会社は18社であります。
 3. 当年度末日において、会社法施行規則第118条第 4 号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
劣後特約付シンジケートローン	100,000百万円

- (注) 劣後特約付シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする 4 銀行からなる協調融資です。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本社：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

支社：北海道支社（北海道） 宮城支社（宮城県） 東京支社（東京都） 愛知支社（愛知県）
大阪支社（大阪府） 広島支社（広島県） 香川支社（香川県） 福岡支社（福岡県）
その他39支社

工場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府） 友部工場（茨城県）

研究所：たばこ中央研究所（神奈川県） 葉たばこ研究所（栃木県） 医薬総合研究所（大阪府）

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都）

日本フィルター工業株式会社（東京都）

JT International S.A.（スイス）

Gallaher Ltd.（イギリス）

鳥居薬品株式会社（東京都）

テーブルマーク株式会社（東京都）

(注) ()内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況【連結】

区分	従業員数
たばこ事業	46,698名
医薬事業	1,338名
加工食品事業	4,299名
当社の全社共通業務等	904名
合計	53,239名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況【単体】

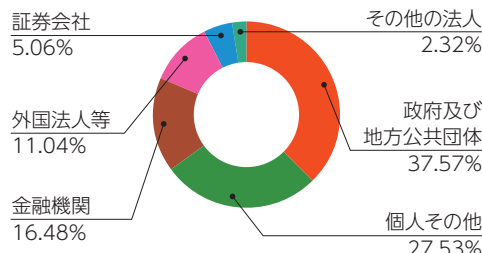
区分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	4,742名	86名増	42.4歳	16.2年
女性	1,198名	35名増	37.3歳	11.2年
合計又は平均	5,940名	121名増	41.4歳	15.2年

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

II 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 8,000,000,000株
- 発行済株式の総数 2,000,000,000株
(自己株式 224,692,028株)
- 株主数 835,441名
- 大株主

所有者別構成比（自己株式を除く）



株主名	持株数	持株比率
財 務 大 臣	666,925,200株	37.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	174,583,700株	9.83%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	61,906,618株	3.49%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	32,423,221株	1.83%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	25,094,341株	1.41%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	17,169,700株	0.97%
バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社 B N Y M	16,188,600株	0.91%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	13,722,976株	0.77%
J T グ ル ー プ 社 員 持 株 会 社	11,878,075株	0.67%
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	9,361,248株	0.53%

(注) 持株比率は、自己株式（224,692,028株）を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	104,408株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類があります。内容につきましては、事業報告55頁から58頁をご参照ください。
2. 上記の株式数は、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの2種類で交付された株式数であります。当社は、2023年7月12日付で当社の執行役員を兼務する取締役3名及び執行役員15名（うち、退任者2名）に対して譲渡制限付株式報酬として、自己株式157,700株（うち、取締役分については85,200株）、当社の執行役員を兼務する取締役3名及び執行役員10名に対してパフォーマンス・シェア・ユニットとして、自己株式37,019株（うち、取締役分については19,208株）を処分しております。
3. 譲渡制限付株式報酬としての処分先における退任者とは、2023年6月30日付けにて当社執行役員を退任し、2023年7月1日をもって当社取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も有しないこととなった者です。

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	岩井 睦 雄		株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 TDK株式会社 社外取締役 株式会社and Capital 社外取締役
取締役副会長	岡本 薫 明		株式会社よみうりランド 社外監査役 株式会社読売新聞大阪本社 社外監査役 株式会社読売新聞西部本社 社外監査役 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役
代表取締役社長	寺 畠 正 道	最高経営責任者	JT International Holding B.V. Chairman of Supervisory Board
代表取締役副社長	廣 渡 清 栄	コーポレート・サステナビリティマネジメント ・医薬事業・食品事業担当	
代表取締役副社長	中 野 恵	財務・Corporate Communications ・ビジネスディベロップメント・D-LAB担当	日本成長投資アライアンス株式会社 取締役
取締役	幸 田 真 音		作家 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取締役	長 嶋 由 紀 子		株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 株式会社リクルート 常勤監査役 住友商事株式会社 社外監査役
取締役	木 寺 昌 人		丸紅株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役
取締役	庄 司 哲 也		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役 サークレイス株式会社 社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 日立造船株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役
常勤監査役	柏 倉 秀 亮		
常勤監査役	橋 本 努		
常勤監査役	谷 内 繁		
監査役	稲 田 伸 夫		稲田法律事務所 弁護士 野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役	山 科 裕 子		オリックス株式会社 グループ執行役員 オリックス・クレジット株式会社 執行役員会長

- (注) 1. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、谷内繁、稲田伸夫、山科裕子の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也の4氏及び監査役のうち、谷内繁、稲田伸夫、山科裕子の3氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。

4. 監査役 柏倉秀亮氏は、当社財務副責任者を務め、監査役 橋本努氏は、当社監査部長を務め、監査役 谷内繁氏は財務省で要職を歴任し、監査役 稲田伸夫氏は野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員を務めているなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 代表取締役副社長 中野恵、常勤監査役 柏倉秀亮、同 橋本努、同 谷内繁、監査役 稲田伸夫、同 山科裕子の6氏は2023年3月24日付をもって新たに就任いたしました。
6. 取締役 見浪直博、同 山下和人、常勤監査役 永田亮子、同 山本博、同 三村亨、監査役 大林宏、同 吉國浩二の7氏は、2023年3月24日付をもって退任いたしました。
7. 当該事業年度終了後の2024年1月1日付で、執行役員を兼務する取締役の担当に変更があり、廣渡清栄氏は業務を執行しない取締役となっております。
8. 2023年8月23日付で、代表取締役社長 寺島正道氏はJT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Directorを退任しております。
9. 当社は、取締役（執行役員を兼務する取締役を除く。）及び監査役的全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
10. 当社は、上記の取締役及び監査役的全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は裁判上の和解の成立（これらと同等の手続的保障があると当社が認めるものを含む。）を前提とすることや、当社の人事・報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決議するものとするにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
11. 当社は、取締役、監査役及び執行役員的全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
取 締 役 (うち社外取締役)	1,457 (93)	566 (93)	417 (-)	273 (-)	202 (-)	11 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	157 (75)	157 (75)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (6)
合 計 (うち社外役員)	1,614 (168)	722 (168)	417 (-)	273 (-)	202 (-)	21 (10)

- (注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。
2. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期において費用計上すべき額を記載しております。
3. 上記のうち、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットは業績連動報酬等に該当します。
4. 上記のうち、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットは非金銭報酬等に該当します。
5. 上記には、2023年3月24日付をもって退任した取締役2名及び監査役5名（うち社外監査役3名）を含んでおります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1. 役員報酬の方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む役員報酬に関する方針については、独立性・客観性を担保するために、委員全員が執行役員を兼務しない取締役かつその過半数を独立社外取締役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

当該方針において、役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・ 優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・ 業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・ 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・ 客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

2. 役員報酬の構成

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」の4本立てとしております。「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」につきましては、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年に導入いたしました。

役員区分ごとの報酬構成については、以下のとおりとしております。

- ・ 執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」、「役員賞与」、「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

なお、2023年度からは、中長期的な視点での攻めの経営をより一層促すことを企図して、「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」から構成される中長期インセンティブの報酬構成における割合を高めております。2023年度からの報酬構成割合は以下のとおりです。

区分	金銭報酬	金銭報酬 (業績連動)	株式報酬	株式報酬 (業績連動)
報酬構成 割合(注1)	基本報酬 29～34%	役員賞与 28～29%	譲渡制限付株式報酬 (注2)	パフォーマンス・ シェア・ユニット (注2)
			38～43%	

- (注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成割合を幅で示しております。
2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3:1程度です。
3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。
4. 上記の図は、役員賞与及びパフォーマンス・シェア・ユニットが標準額であった場合における報酬構成割合のイメージであり、会社業績、当社株式の株価、ベンチマーク企業群の報酬水準等に応じて上記割合は変動します。

- ・ 執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）

企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

- ・ 社外取締役

独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。なお、2022年2月14日開催の当社取締役会において、2022年3月23日開催の人事・報酬諮問委員会以降、委員長を独立社外取締役の中から委員の互選によって決定すること、また、委員長を務める社外取締役の報酬について、他の社外取締役の報酬水準に、委員長の職責に応じた額を加算した水準とすることを決議しております。

- ・ 監査役

主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

<取締役・監査役の報酬体系>

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬／パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	—	—
社外取締役		○	—	—
監査役		○	—	—

3. 役員報酬の総額の上限及び決定方法

当社の取締役（2023年度末時点9名）に対する報酬額については、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会において、基本報酬の上限額について、取締役の総数に対して年額8億円（うち社外取締役1億6千万円）とする旨承認を得ております。（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は9名。うち社外取締役4名）当該報酬に加えて、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役に対する役員賞与は当期利益（親会社所有者帰属）の0.3%以内、譲渡制限付株式報酬は年額6億円以内（株式数としては300,000株以内）、パフォーマンス・シェア・ユニットは確定基準株式ユニット数^(注1)の上限（200,000株以内）に交付時株価^(注2)を乗じた額以内（株式数としては100,000株以内）とする旨承認を得ております（同決議時点において、本定めに係る取締役の員数は3名）。

また、監査役（2023年度末時点5名）に対する報酬額については、2019年3月20日開催の第34回定時株主総会において承認決議を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円以内となっております（同決議時点において、本定めに係る監査役の員数は5名）。

- (注) 1. 基準株式ユニット数（各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定）×支給割合（2020年から始まる業績評価期間及び2021年から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0～200%の範囲で変動。2022年及び2023年度から始まる業績評価期間においては、当期利益の達成度合いに応じて、0～190%の範囲で変動し、その結果に対してESG指標の達成度合いによって-10%/0%/10%のいずれかを加減算）
2. 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群（ベンチマーク企業群）の報酬水準をベンチマーキングすることとしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングした上で、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、社内規程に定める各種算定方式に従って、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において、決定することとしております。現時点においては、取締役の個人別の報酬の額について、当社の経営及び全社業績を俯瞰し各取締役の職務執行状況による評価を考慮して決定を行うには代表取締役社長が適していると判断し、その決定を委任することとしております。当年度における報酬についても、人事・報酬諮問委員会における審議内容に則って、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権及びパフォーマンス・シェア・ユニットの割当てのための金銭報酬債権に関する取締役の個人別報酬額を社内規程に定める各種算定方式に従って、代表取締役社長 寺畠正道が決定しており、取締役会として、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングした上で、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

4. 役員報酬の内容

・基本報酬について

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役については、持続的利益成長に繋がる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

・役員賞与について

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して役員賞与を支給します。役員賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点、また、中長期での持続的な成長に向けた指標を設定する観点から、為替一定core revenue、為替一定調整後営業利益、財務報告ベースの調整後営業利益、当期利益、RRP指標^(注)を設定しております。業績評価結果適用の割合は、為替一定core revenueを15%、為替一定調整後営業利益を35%、財務報告ベースの調整後営業利益を25%、当期利益を25%としており、財務報告ベースの実績が占める割合は全体の50%としております。当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0～190%の範囲で変動し、その結果に対してRRP指標の達成度合いに応じて-10%/0%/10%のいずれかを加減算します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしております。

(注) 注力分野であるRRP (Reduced-Risk Products) に関する戦略の実行及び達成度合いに係る定性評価指標です。

当年度における役員賞与に係る全社業績の評価指標及び実績は以下のとおりです。

全社業績の評価指標（連結）	2023年12月期	
	目標	実績
為替一定core revenue	26,060億円	27,125億円
為替一定調整後営業利益	7,280億円	7,657億円
財務報告ベースの調整後営業利益	6,670億円	7,280億円
当期利益（親会社所有者帰属）	4,400億円	4,823億円

・譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。本制度による当社普通株式の処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額6億円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年300,000株以内とします。なお、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

ii. 譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の一切の処分行為をすることができません。

iii. 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

iv. 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることとします。

v. 組織再編等における取扱い

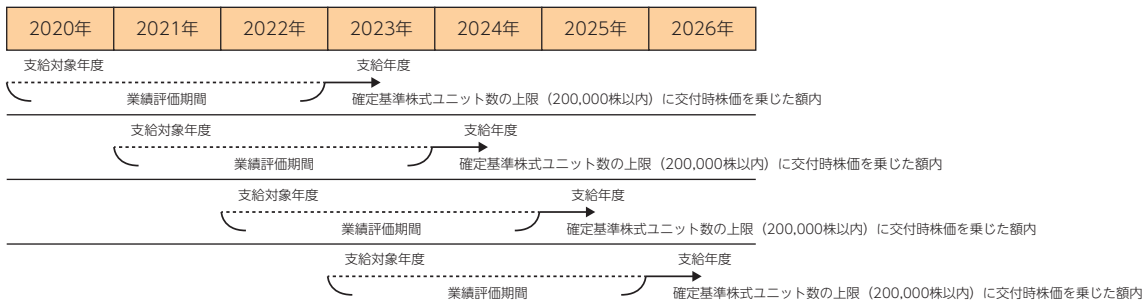
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができることとします。

・パフォーマンス・シェア・ユニットについて

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、支給対象年度から開始する3ヶ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。）^(注)の経過後、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いに応じて、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。なお、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成度合いは、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記数値目標の達成度合いに応じて当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給するため、業績評価期間終了までは、各対象取締役にに対してこれらを支給するか否か、並びに支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

(注) 制度導入当初の支給対象年度は2020年であり、業績評価期間は、2020年12月31日で終了する事業年度から2022年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2021年の業績評価期間は、2021年12月31日で終了する事業年度から2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2022年の業績評価期間は、2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度、2023年の業績評価期間は、2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。2024年以降も、2023年3月24日開催の第38回定時株主総会でご承認いただいた報酬上限の範囲内（確定基準株式ユニット数の上限（200,000株以内）に交付時株価を乗じた額内）で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな業績評価期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定しています。



本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

i. 金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は確定基準株式ユニット数の上限（200,000株以内）に、交付時株価を乗じた額以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年100,000株以内とします。2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の承認以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

ii. 各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度において使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたり必要となる指標を、当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定します。なお、2020年度及び2021年度から始まる業績評価期間の評価指標は、株主の皆様と価値共有する観点から、当期利益を設定しております。また、2022年度から始まる業績評価期間の評価指標には、株主の皆様との更なる評価・被評価の観点の一致を図るべく、当期利益に加え、新たにESG指標を導入しました。2022年度及び2023年度のESG指標は、ネットゼロの実現に向けた取組みに係る指標とし、具体的には温室効果ガス排出削減目標の達成度合いを評価項目としています。

具体的な算出については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする）、②の計算式に基づき、各対象取締役に納税資金として支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は就任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、各対象取締役に対して①の計算式に基づき算定した数の当社普通株式の割当て数が、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数の上限を超える場合には、当該総数の上限を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

- ① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数
基準株式ユニット数×支給割合×50%
- ② 各対象取締役に支給する金銭の額
(基準株式ユニット数×支給割合－上記①で算定した当社普通株式の数) ×交付時株価

iii. 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

- ①支給対象年度中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

iv. 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先	役 職
取 締 役	幸 田 真 音	作家	
		株式会社日本取引所グループ	社外取締役
		三菱自動車工業株式会社	社外取締役
	長 嶋 由 紀 子	株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役
		株式会社リクルート	常勤監査役
		住友商事株式会社	社外監査役
	木 寺 昌 人	丸紅株式会社	社外取締役
		日本製鉄株式会社	社外取締役
	庄 司 哲 也	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	相談役
		サークレイス株式会社	社外取締役
サッポロホールディングス株式会社		社外取締役	
日立造船株式会社		社外取締役	
監 査 役	稲 田 伸 夫	三菱倉庫株式会社	社外取締役
		稲田法律事務所	弁護士
	山 科 裕 子	野村證券株式会社	社外取締役 監査等委員
		オリックス株式会社	グループ執行役員
		オリックス・クレジット株式会社	執行役員会長

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

(2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	幸田 真音	幸田氏は、当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、財務、IR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	長嶋 由紀子	長嶋氏は、当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やサステナビリティ戦略等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	木寺 昌人	木寺氏は、当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、カントリーリスクやコンプライアンス等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	庄司 哲也	庄司氏は、当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席しました。また、同氏は、企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、企画・人事・グローバル展開・デジタルライゼーションの推進等における幅広い経験に基づき、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上へ貢献することが期待されていたところ、事業戦略やIR等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	谷内 繁	谷内氏は、2023年3月24日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、また、10回の監査役会のすべてに出席し、財務や法務等に関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社の危機管理体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	稲田 伸夫	稲田氏は、2023年3月24日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、また、10回の監査役会のすべてに出席し、法務やコンプライアンス等に関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	山科 裕子	山科氏は、2023年3月24日就任以降の当該事業年度に開催した10回の取締役会のすべてに出席し、また、10回の監査役会のすべてに出席し、企業経営や事業運営等に関する豊富な経験と幅広く深い見識に基づき、当社の人財マネジメントを含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区分	社外取締役		社外監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	4名	93百万円	6名	75百万円	10名	168百万円

(注) 上記には、2023年3月24日付をもって退任した監査役3名を含んでおります。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	365百万円
②公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	100百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 586百万円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である海外セキュリティガバナンス態勢強化等に関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.はDeloitte AGの監査、Gallaher Ltd.はDeloitte LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	1,040,206	営業債務及びその他の債務	592,802
営業債権及びその他の債権	535,302	社債及び借入金	233,333
棚卸資産	832,611	未払法人所得税等	29,647
その他の金融資産	58,633	その他の金融負債	44,470
その他の流動資産	789,888	引当金	18,634
小計	3,256,639	その他の流動負債	1,008,390
売却目的で保有する資産	2,921	流動負債合計	1,927,276
流動資産合計	3,259,561	非流動負債	
非流動資産		社債及び借入金	908,926
有形固定資産	821,499	その他の金融負債	40,678
のれん	2,616,440	退職給付に係る負債	279,443
無形資産	206,982	引当金	45,527
投資不動産	9,338	その他の非流動負債	127,170
退職給付に係る資産	65,856	繰延税金負債	40,586
持分法で会計処理されている投資	56,726	非流動負債合計	1,442,329
その他の金融資産	156,316	負債合計	3,369,605
繰延税金資産	89,379	資本	
非流動資産合計	4,022,536	資本金	100,000
資産合計	7,282,097	資本剰余金	736,478
		自己株式	△489,194
		その他の資本の構成要素	290,550
		利益剰余金	3,192,323
		親会社の所有者に帰属する持分	3,830,156
		非支配持分	82,336
		資本合計	3,912,491
		負債及び資本合計	7,282,097

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	2,841,077
売 上 原 価	△1,225,974
売 上 総 利 益	1,615,103
そ の 他 の 営 業 収 益	30,027
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 等	△981,052
営 業 利 益	672,410
金 融 収 益	44,414
金 融 費 用	△95,222
税 引 前 利 益	621,601
法 人 所 得 税 費 用	△136,292
当 期 利 益	485,310
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	482,288
非 支 配 持 分	3,021

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	426,237
現金及び預金	177,685
売掛金	33,949
商品及び製品	38,008
半製品	80,783
仕掛品	988
原材料及び貯蔵品	38,491
前渡金	400
前払費用	6,165
関係会社短期貸付金	33,831
その他	15,967
貸倒引当金	△31
固定資産	1,867,714
有形固定資産	158,583
建物	67,108
構築物	1,891
機械及び装置	27,462
車両運搬具	305
工具、器具及び備品	9,652
土地	46,171
建設仮勘定	5,994
無形固定資産	126,487
特許権	163
商標権	32,783
ソフトウェア	8,331
のれん	71,542
その他	13,668
投資その他の資産	1,582,644
投資有価証券	21,753
関係会社株式	1,502,043
関係会社長期貸付金	5,558
長期前払費用	10,593
繰延税金資産	24,694
その他	18,110
貸倒引当金	△108
資産合計	2,293,951

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	755,663
買掛金	7,279
短期借入金	158,000
1年内返済予定の長期借入金	20,000
リース債務	138
未払金	42,765
未払たばこ税	70,378
未払たばこ特別税	8,484
未払地方たばこ税	79,077
未払法人税等	5,624
未払消費税等	27,323
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	300,833
賞与引当金	5,498
その他引当金	1,331
その他	28,933
固定負債	358,711
社債	125,000
長期借入金	120,000
リース債務	45
退職給付引当金	101,387
その他	12,278
負債合計	1,114,374
(純資産の部)	
株主資本	1,175,451
資本金	100,000
資本剰余金	736,478
資本準備金	736,400
その他資本剰余金	78
利益剰余金	828,167
利益準備金	18,776
その他利益剰余金	809,391
新事業開拓事業者	
投資損失準備金	326
圧縮記帳積立金	32,922
圧縮記帳特別勘定	914
繰越利益剰余金	775,229
自己株式	△489,194
評価・換算差額等	3,569
その他有価証券評価差額金	6,545
繰延ヘッジ損益	△2,975
新株予約権	557
純資産合計	1,179,577
負債純資産合計	2,293,951

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		537,261
売 上 原 価		191,861
売 上 総 利 益		345,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		325,269
営 業 利 益		20,131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	135	
受 取 配 当 金	162,991	
そ の 他	11,937	175,064
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,633	
社 債 利 息	846	
為 替 差 損	5,960	
そ の 他	1,090	9,529
経 常 利 益		185,665
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17,001	
そ の 他	1,698	18,699
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	214	
固 定 資 産 除 却 損	2,715	
減 損 損 失	4,506	
そ の 他	1,854	9,289
税 引 前 当 期 純 利 益		195,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,905	
法 人 税 等 調 整 額	△4,618	10,287
当 期 純 利 益		184,788

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 柏 倉 秀 亮 ㊞

常勤監査役 橋 本 努 ㊞

常勤監査役 谷 内 繁 ㊞

監 査 役 稲 田 伸 夫 ㊞

監 査 役 山 科 裕 子 ㊞

(注) 常勤監査役 谷内 繁、監査役 稲田 伸夫及び山科 裕子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

第39回定時株主総会 会場ご案内図

場所

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 「コンベンションホール」

東京都港区芝公園四丁目8番1号
電話 (03) 5400-1111 (代表)
お車でのご来場はご遠慮願います。

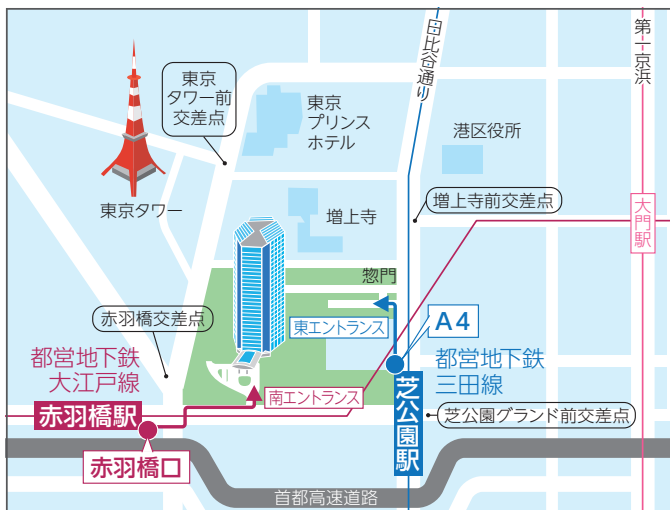


交通機関のご案内

- 都営地下鉄「三田線」にて
芝公園駅 A4出口から…………… 徒歩7分
(東エントランス経由) 会場まで
- 都営地下鉄「大江戸線」にて
赤羽橋駅 赤羽橋口出口から… 徒歩10分
(南エントランス経由) 会場まで

※株主総会のお土産をご用意しておりません。

- 当日ご来場の際は、本紙と併せてお送りする議決権行使書を会場受付にご提出ください。
- 議決権行使書をお忘れの株主様、法人の株主様は、法人受付までお越しください。
- 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。



インターネットによるライブ配信及び事前ご質問の受付のご案内

株主様向けにインターネットによる株主総会のライブ配信を行います。また、本株主総会の目的事項につきまして、株主様からインターネットによる事前ご質問をお受けいたします。いずれも詳細は本紙と併せてお送りする別紙をご覧ください。

ライブ配信日時

2024年3月22日 (金) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前 (午前9時30分) 頃より使用可能です。

事前ご質問受付期間

2024年3月15日 (金) 午後5時まで

